

# 松戸市教育委員会会議録

平成27年5月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成27年5月定例

開 会	平成27年5月15日(金) 14時00分	閉 会	平成27年5月15日(金) 16時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	松田 素行	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 松田 素行	○
	教育長職務代理者 關 英昭	○	委 員 市場 卓	×
	委 員 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 5 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21	図書館 館長	中川 礼治
2	学校教育部 部長	山口 明	22	博物館 次長	林 総太朗
3	〃 参事監	門 良英	23	〃 課長補佐	秋谷 昌子
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	〃 学芸員	山田 尚彦
5	〃 専門監	渡邊 和宣	25	学務課 課長	久保木 晃一
6	〃 課長補佐	加藤 将秀	26	〃 専門監	渡部 光洋
7	〃 主幹	大西 真	27	〃 課長補佐	鈴木 敏雄
8	〃 主査	藤中 孝一	28	指導課 課長	波田 寿一
9	〃 主査	橋本 欣之	29	〃 課長補佐	後藤 忠幸
10	〃 主事	伊藤 翔	30	〃 指導主事	稲積 賢
11	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	31	教育研究所 所長	鈴木 孝則
12	〃 専門監	町山 茂昭	32	〃 参事補	加藤 朋尚
13	〃 課長補佐	藤田 和子	33	〃 所長補佐	小澤 英明
14	〃 主査	白鳥 仁	34	〃 指導主事	椎橋 克夫
15	〃 主事	土公 亜樹子	35		
16	スポーツ課 課長	田岡 等	36		
17	〃 課長補佐	齋藤 健司	37		
18	〃 主幹	菊地 俊一	38		
19	生涯学習推進課 課長	鈴田 正則	39		
20	〃 課長補佐	小野寺 くみ子	40		

## 平成27年5月定例教育委員会会議次第

- 1 日 時 平成27年5月15日（金） 午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会5階会議室
- 3 議 題
  - (1) 議 案
    - ① 議案第5号  
松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の  
制定について (学務課) … p 1
    - ② 議案第6号  
平成28年度に使用する松戸市教科用図書採択に  
関する方針について (指導課) … p 6
    - ③ 議案第7号  
松戸市立博物館協議会委員の任命について (博物館) … p 11
    - ④ 議案第8号  
松戸市心身障害児就学指導委員会委員の  
委嘱について (教育研究所) … p 13
    - ⑤ 議案第9号  
松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習推進課) … p 15
    - ⑥ 議案第10号  
松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課) … p 17
    - ⑦ 議案第11号  
松戸市教育功労者表彰について (スポーツ課) … p 19
    - ⑧ 議案第12号  
松戸市社会教育計画の策定について (社会教育課) … p 23
    - ⑨ 議案第13号  
松戸市図書館整備計画の策定について (社会教育課) … p 24
- 4 その他

**教育長** それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、7名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。お願いします。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから平成27年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は、市場委員が欠席となっております。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いいたします。よろしく願います。

---

◎議案の提出

**教育長** 昨日、総合教育会議を実施いたしまして、私のほうは、昨日の午後から関東地区都市教育長協議会に、今日の午前中まで参加してきました。関東甲信越静地区という278の市なんですが、その中、新しいシステムに動いたのは56ということで、全国平均よりは少し割合としては高いんですけども、やはりなかなか新しいシステムにはまだだなというふうな思いがいたします。

それでは、日程に従い議事を進めたいと思います。

本日の議題は議案9件となっております。

ここからの議事進行を副教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願います。

---

◎議案第5号

**教育長職務代理人** 日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第5号です。「松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。ご説明願います。

**学務課長** 議案第5号「松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

新設小学校の学校名につきましては、4月定例教育委員会会議にて、東松戸小学校と選定されたところでございます。この結果をもちまして、このほど松戸市議会6月定例会に、松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例を提案するものです。

改正内容としましては、松戸市立小学校設置条例に名称、「松戸市立東松戸小学校」、1、「松戸市紙敷一丁目19番地の1」を加える改正を行い、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

議案第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** はい。意見、質問等ではございません。

ここで議論して、東松戸小学校という名前を候補として絞り込んだということに関して、その後、その判断が、もちろん私一人の判断ではない、皆さんの判断なんです、どのようなものであったのかということ振り返る機会がありました。つまり、地元の方と話をする機会があったりした際に、未来に向けて何十年かたった後に、東松戸小学校ということではなかったと感ぜられるかどうかということに関しては、私の感覚としては、おおむね理解を得られることではなかったのかなというふうに思っています。紙敷、または関台という名前への愛着は、引き続きいろいろなご意見はあったと認識はしておりますので、それを超えるいい学校になってほしいなと思いながら、いい伝統が新しい名前のできることを願っております。前回の決定以降、考えておりました。感想のようなもので申しわけありませんが、申し上げます。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

この点については、ここで大分詳しく議論させていただきました。その後の一般市民の皆様

さんとの対話の反応をご紹介いただきました。

いかがでしょうか。これは、ここで煮詰めた内容で、この案で条例を改正する手続きに入りたいということです。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第5号につきましては、原案どおり確定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

ちなみに、これは議会に諮って、最終決定は議会にお任せするということですね。

(「はい」の声あり)

---

#### ◎議案第6号

**教育長職務代理者** 次に議案第6号です。「平成28年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。ご説明願います。

**指導課長** 指導課、波田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第6号は、「平成28年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めるものでございます。

それでは、提案理由につきまして申し上げますが、初めに、大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

平成27年4月1日付で、そこにございます義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正がございまして、「第13条第4項の規定に基づき」とございすけれども、項ずれがございまして、「第13条第5項」となりますので、よろしくお願ひいたします。

これによりまして、平成28年度に使用する松戸市教科用図書の適正な採択に関する方針を決定するためでございます。よろしくお願ひいたします。

今年度は、平成28年度から使用されます中学校教科用図書の新たな採択年度となります。また、小学校用教科用図書は昨年度が採択年度であったため、平成28年度は義務教育諸学校の教科用無償措置に関する法律施行令によりまして、4年間同一の教科用図書を採択する年度となっております。

さらに、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科用図書につきましては、検定教科用図書の規定から除かれるため、毎年、採択することになります。

以上のことを踏まえまして、平成28年度使用教科用図書の採択を実施するために、教科用図書の採択に関する方針について承認をいただくものでございます。

では、7ページをご覧ください。

1、目的につきましては記載のとおり、法の規定に基づきまして、松戸市教育委員会が平成28年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することとございます。

2、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にございます市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものといたします。

3、協議会規約の遵守でございます。協議会規約につきましては、9ページ、10ページに記載のとおりで、昨年度と変わりはありません。なお、平成28年度東葛飾西部採択地区協議会の事務局は、流山市になります。

4、協議会の委員につきましては、(1)並びに(2)の記載のとおり、松戸市からは6名の委員となります。

5、候補図書の公表でございますが、各委員が推薦した候補となります。教科用図書につきましてはの公表はいたしません。

6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに設定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報の開示につきましては、協議会で提示された文書及び選出された委員の職及び氏名等について、松戸市教育委員会が教科用図書を採択するまでは開示しないことといたします。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては8ページのとおりで、内容といたしまして7項目、組織・配列といたしまして3項目、表現について2項目、造本について2項目でございます。

以上、「平成28年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めます。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

最初に確認しますが、この方針で従来と特に変わった点で、ここは注意したほうがいいと



いう点がありますか。

**指導課長** 先ほどのご説明にもございましたように、今年度につきましては、採択地区内の規約等の変更はございませんので、昨年に準じて、小学校の採択に準じてということでご理解いただければと思います。

**教育長職務代理者** はい、わかりました。

いかがでしょうか。何かございますか。

**松田委員** それでは、2点質問させていただきます。

4番の協議会の委員でございますけれども、1番目につきましては了解しました。質問は(2)についてです。「教育委員会から選出された」とありますがこの教育委員会で選出の  
手続というのは、どのように予定されているのでしょうか。それを第1点目お答えください。

それから第2点目ですが、6番の文章の解釈が非常に難しいんですけれども、選定された教科用図書について、松戸市教育委員会がこれを採択するとなっておりますが、無条件に採択していくのか、それとも協議を重ねて賛成、反対ということがこの場で言えるのか、もし反対となった場合には、これをどういう手続でまた採択まで持っていくのかということです。

その2点お願いいたします。

**指導課長** 松田委員ご質問の2点につきまして、お話をさせていただきます。

まず1点目、選出の予定、9ページの4番の部分の教育委員会から代表の2名をどのような手続でということでございますけれども……

**松田委員** いえ、1番ではなくて(2)のほうです。

**指導課長** (2)ですよね。教育委員の代表2名につきましてということでございますね。

(「いやいや、7ページだよ」の声あり)

**松田委員** 7ページの、じゃ、もう一度言います。7ページの4番の(1)については、教育委員会から代表する委員を2名選ぶんですから、これは承知しました。(2)についてなんですが、「教育委員会から選出」となっています。したがって、教育委員会で選出をしなければいけないということになりますけれども、その手続は、今後どのような形で行われるのかということです。

**指導課長** まず、そこに記載されております校長につきましては、校長会の代表ということでお願いする方向でございます。教員につきましては、日ごろの教育活動を教科指導を中心に熱心に指導していらっしゃる教員ということで、選出をしてまいりたいと思っております。最後に、保護者の代表の1名につきましては、PTA連絡協議会等と相談をいたしまして、

代表の方を選出していくという方向でございます。失礼いたしました。

2番目のご質問……

**松田委員** ちょっとごめんなさい。私が聞いているのは、教育委員会で選出をするわけですから、この会でその議題というものを取り上げることになると思うのですけれども、その予定はどうなっていますかということです。

**指導課長** すみません。昨年度までの流れでまいりますと、今、私のほうで申し上げたように、教育委員会、私ども主管をさせていただいております指導課を中心に選定をさせていただき、実際の事務局のほうにご提示をしていただいて、採択委員としてご活動いただいているということでございまして、本会議に議題としてというようなところがございませんが、その辺でご承知をいただければありがたいのですが、よろしく願いいたします。

**松田委員** すみません。それはちょっと納得できないところです。教育委員会で選出ということになりますと、私たちの総意で選ぶということになると思いますが、今の考えですと、事務局で選んだ者が自動的になくなっていきますよというようなことですね。その辺は私、納得できないところがあります。

ご回答はわかりました。それでは、6番目のほうをお願いいたします。

**指導課長** わかりました。すみません。

それでは、もう一つの質問、協議会で選定した種目と、松戸市教育委員会で採択する部分についてというご質問かと思いますが、先ほど冒頭で申し上げたように、今回の法律の改正の中の趣旨ともかかわってまいります部分がございますので、少しそれに触れてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の改定の趣旨の中には、改定の趣旨は大きく3点ございますけれども、まず、近年の共同採択に当たっての協議が難航する事例がふえているというような部分の課題がございまして、これを踏まえまして3点、大きく改定がなされました。

その1つが、教育委員会の協議の方法に関する規定を整備するというところでございます。そのほか、採択地区の選定単位の変更ですとか、あるいは、採択に関する信頼を確保するために採択結果等の公表というのがございますけれども、今、ご質問の中身は、その1番の協議の方法に関する規定を整備するという部分に当たるかというふうに思っております。

今回の中身につきましては、本採択地区においては、従前より協議会を設定し、規約を定めて進めているところでございますけれども、全国的に見まして、採択地区の中でこの協議会が設定されていなかった地区があったように理解しております。そこで、その辺の部分の

不整合をなくすために、きちんと協議会で規約を定めて、きちんとした形で法に準じて協議をして、採択をしていきたいと思いますという流れが法に定められました。

このような形で、いわゆる無償法に関する部分が遵守していかなければならない。もちろん、地教行法等にあります最終的な採択の権限は市の教育委員会にございますけれども、その辺を鑑みまして、この採択地区で協議された種目、教科書について遵守していきたいという方向が打ち出されているというふうに理解をしております。

以上でございます。

**教育長職務代理人** 松田委員、よろしいですか。

**松田委員** まず、最初のほうですけれども、4の(2)については、そういうような読み方がここからできるのかどうかというのが、私にとっては不思議な感覚です。後でも結構ですので、ご説明があれば大変ありがたいと思います。

それから、6番目につきましては、ちょっと今、私の頭の中で整理しきれない状況ですけれども、要するにこの会議で、協議会で決まったものが反対された場合にどうするのかと、そういうことをお聞きしているのです、もしその整備された規定、そういうものがあるのであれば、お示しをいただきたいと思いますが。

**指導課長** 一番最初の質問にも若干かかわってくると思う部分でございますけれども、今年度法改正が行われまして、文科省、国のほうから例示をされた各協議会の規約というものがございまして、そちらのほうと、今現在、私どもが採用しております西部採択地区の規約の中に若干のずれがございまして、これは、私たち松戸市教育委員会だけではなく、採択をともにする流山市教育委員会、それから野田市教育委員会さんともこの後協議を進めていく中で、その部分の規約の整備は必要かなというふうに考えております。

ただ、ご案内のとおり、昨年度、小学校の教科書採択を実施いたしまして、今年度、それを受けて中学校の教科書採択という流れでございますので、次の採択のときには、今、松田委員のご質問の部分も含めまして、中身を整理していく必要があらうかというふうに、これは私の判断でございますが、考えているところでございます。

**教育長職務代理人** そうですね、少し補足しましょう。

松田委員の質問の点、第6番目ですね。かつて東葛地区全体の教科書裁定基準がありましたが、その後、西部と東部に分かれたので、それぞれが同じ基準に基づいてやっているということです。その基準に基づき、協議会で決まったことを一応尊重しながら、この教育委員会会議が最終的に決定する。ここでの決定が西部地区の決定と異なった場合についての

手続は、そこに載っているように、もう一度、協議会に持ち帰って議論するということになります。それは、いつもここで問題になる点ですが、地教行法と、それから教科書の無償に関する法律、この二つの法律が違う規定をおいているから生じる問題です。

したがって国の無償による教科書の給付を受けない限り、市独自の負担でやる場合には、無償に関する法律は適用にならないということですよね。その辺がいつも問題になります。

昨年でしたか、ある地方でこの点が問題になりました。我々もその際にかなり議論したと思います。

順序が逆になりましたが、4番目に出てくる教育委員会ですが、そもそも教育委員会という言葉には2つ意味があると思っています。この会議を教育委員会会議と言う場合の教育委員会と、それから事務局を含めた組織全体を教育委員会と言う、この2つの意味があって、適当にそれが使い分けられているというのが、恐らく現実じゃないかと思います。この場合の教育委員会というのはどれかというのは、余りそれぞれ個別的に確定はしないで、ある程度常識の判断でやってきたように思います。したがって、文言どおり解釈すると、松田委員が質問されたようなことになると思います。

僕もこれは時々疑問に思うことがありますが、この場合の教育委員会というのはA、この教育委員会というのはBというふうな明確な区分けはしていないと言うのが現実だと思います。

**山田委員** 今のその4の2項、もっと言えば4の1号というんですか、「教育委員会を代表する教育委員2名」という教育委員会と、この2号で言っている「教育委員会から選出された校長」云々という、ここでさえ使い分けているのかというようなことになりかねないと思います。

ぜひ、これは新制度に移行した松戸市の教育委員会としては、この教育委員会の責任者がまさに教育長になっているわけでございまして、ここら辺については、今後に向けて事務的なとか、法律的な説明をやっぱりしきらないとならないと私は思いますから、例えば、今までで言う教育長に対する委任事務みたいなことがあったと思いますし、何らかの形で市民にはっきりわかるような説明をぜひ整備をしなくちゃならないと思う。少なくとも、説明というより本質的にどうなのかということをちゃんと整理をしておいていただきたいなと思いますので、きょうが無理であれば、次回にお願いしたいなと思います。

私の質問は、7番の情報開示なんですけど、この情報開示という項目が、開示しないという言葉なんです。結局、それはいつまでは開示しないということであって、こうやって開示

するという言葉ではない。これも、いろいろ問題が名前が出ることによって、あるいは、その経過が詳細に途中から情報が出ることによって、その選定の作業に支障があるようなことがあってはならないということで、長年の積み重ねの中からこういうふうに今、落ちついているというふうな理解できますし、私も過去、もう6年間教育委員させていただいている中で、この経験をさせていただいたことを思いますときに、決して不合理な、不適正なことはやっていないということを、私はその経験から確信を持って言えるわけなんですけど、でも、情報開示という規定の作り込みというか、たてつけとして、いついつまでは開示しないという情報公開の決め方は、ないんじゃないかなというふうに思います。

これも、長年いろんな方面から積み上げてきたものであるというのは理解しますので、今後に向けては、この時期に適切にこのように開示していくんだというふうに言うことが、市民にとってはわかりやすい。何かその情報を出さないことの方に腐心をしているように、教育委員会が思われているというのは、私も中にいて初めて確信を持って、もっときちんと整備すべきだろうと思えることでありますので。本当に何かが都合悪いというわけではないと私は思っていますから、そういう意味で、ぜひ今後に向けて言葉の整理をして、今までの事務が適正であるとするならば、また粛々とそれをやっていくということにさせていただきたいなというのは、質問というより意見でございますね。お願いしたいと思っています。

**教育長職務代理者** なるほどね。開示のその姿勢、方向として、山田委員にも案があるのかもかもしれませんが、例えばその採択協議会で決めた日程後に開示するという積極的な規定の仕方のほうがいいということですね。

**教育長** たくさんご意見というか、ありがとうございました。

4番、それから6番、7番、3市合同で行っている採択協議会のことを受けてですので、それぞれ微妙な事情も裏にはあります。その辺は配慮していただきながら、例えば今の最後の開示についても、県の場合にはこういう表現をしています。採択が決まった以降、その氏名とか内容については公表しますというふうな表現をしていますので、その辺も参考にしながら、3市でちょっと、私からも意見として申し出て、協議したいと思います。

**教育長職務代理者** そうですね。つまり、3市で採択する日程が異なるから、いつをもってということとはなかなか言いにくいんですね。

**指導課長** 補足で、期間についてだけご説明をさせていただきます。

この教科書無償措置法の施行令によりますと、設置期間につきましては、4月1日から8月31日までという規定がございます、この間に採択が行われなければならないとございま

すので、この西部採択地区の今までの経過におきましても、この8月31日までに教科書は決まっておりますので、それ以降の開示はご案内のとおりしておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

先ほど教育長が説明されたように、3市で意見交換して、この表現をどうするかを検討するという方向でいかがでしょうか。

**松田委員** さっきのことで、私は最後の意見を申し上げていませんので、それだけ言わせていただきたいと思います。

4番の(2)につきましては異論はありますがわかりました。二通りの解釈を使い分けていくんだということですが、ぜひわかりにくい表現はやめてもらうようお願いをしたいと思います。

次に、6番ですけれども、採択に当たっては、市町村の教育委員会にその権限があることになっていきますので、この会議で反対というような意見が出てきても当然なわけです。それが保障されるようにこれから規約づくりをするということであれば、その辺を含んで整備をしていただきたいと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** そうですね、最終的には、各市町村の教育委員会が決定権を持っていると、これが法律上の規定ですね。したがって、それについて、それを担保するようなものを考えておいてほしいということですね。ありがとうございました。

**武田委員** 松田先生のおっしゃるとおりだなと、今のは思いました。

**教育長職務代理者** ほかによろしいですか。

なければ、これで議案第6号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

ただし、条件として、今後検討することも含むというふうにしましょう。

(「はい」の声あり)

◎議案第7号

**教育長職務代理者** 次に、議案第7号です。「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。ご説明願います。

**博物館次長** それでは、議案第7号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」ご説明を申し上げます。

松戸市立博物館協議会委員につきましては、博物館法第21条及び松戸市立博物館条例第8条第2項において、「学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから教育委員会が任命する」と規定されているところでありますけれども、このうち、学校教育関係者として松戸市校長会から推薦され、既に任命をいただいております和名ヶ谷中学校の綿貫貴校長が、本年3月末をもって定年退職したことから、後任者として、旭町小学校の田中祥隆校長が推薦されましたので、本日もご提案するものでございます。

なお、任期につきましては、松戸市立博物館条例第8条第3項により、前任者の在任期間として、本日も承認を受けますと、平成27年5月15日から平成27年9月30日までとなります。

なお、田中祥隆先生には、平素より学校教育の社会科の教科を代表する校長として、博物館と学校教育の博学連携にご尽力をいただいているところでございます。

以上、議案第7号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」のご説明でございます。ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**武田委員** 任命等は別段問題ないんですけれども、活動について少しお話しただければと思います。

**博物館次長** 博物館協議会の委員さんにつきましては、毎年、例年2回会議を主催しております。ちょうどこれからの時期になりますけれども、春の展覧会の時期の6月、この時期に1回目は開催させていただいております。その年度の事業計画ですとか、展覧会の予定、あわせて、その時点で開催をしております展覧会のほうを内覧をさせていただきまして、評価をいただいているところでございます。

また、例年ですと博物館のほうでは、企画展、特別展というものを秋に開催をしております。

すけれども、大体11月ごろでございますが、その時期に合わせまして第2回目の会議を開催し、上半期の事業報告、それとその時点で開催をしております特別展や企画展の内覧と評価をいただくとともに、次年度の事業計画ですとか、予算についての考え方について説明をし、ご意見を頂戴しているところでございます。

**教育長職務代理者** 武田委員、よろしゅうございますか、それとももう少し詳しく聞きたいですか。

**武田委員** そうですね、美術館の……

**教育長職務代理者** 博物館次長、武田委員はこの4月から新しく教育委員になられました。したがって、新しく教育委員になられた先生方は、それぞれの組織や委員会がどんなことをやっているのかなということに関心をお持ちなので、そういう意味でももう少し詳しくご説明願います。

**博物館次長** 逆に、委員さんのほうから個別に、率直にお聞きになりたい点がもしあれば、そのほうが、多分私が漠然としたご説明申し上げるよりはよろしいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** わかりました。要らん口を挟みました。武田委員どうぞ。

**武田委員** 特別展のほうの内覧及びというほうは、何となく理解ができるんですけども、春の展示というのは、恐らく上の博物館施設のほうのことを指していらっしゃるのかどうかです。

**博物館次長** いえ、常設展示は1年中変わらないんですけども、おいでいただくことがあるかもしれませんが、下の企画展示室で定期的に博物館が所有している館蔵資料の展示、それと、秋は市のほうから予算を頂戴して、多方面から資料をお借りをして展示をするということで、年間館蔵資料展のほうが3回、それと、特別展や企画展のほうが1回、年度によって回数若干違いますけれども、そういったサイクルでやらせていただいております。

それと、美術館準備室さんのほうの美術展のほうも、定期的にうちの企画展示室をご利用いただいております。今年度はその年に当たりますので、ことしの秋には、美術館準備室さんの美術展というような形で計画を立てさせていただいているところでございます。

**武田委員** そういった場合に、例えば下の第4番の学識経験者の方というと、大分いろんな方面の方がいらっしゃるんですけども、どういう意見とかを頂戴して、どういうふうに変化するというようなことというのは、何らかの形で見える機会というのはあるんでしょうか。

**博物館次長** 見える機会……



**武田委員** 何というか、それを読む機会とか、例えばホームページにそういうことが書いてあるとか。

**博物館次長** こちらの会議については、情報開示になっておりますので、傍聴も所定の手続きをとっていただいて、していただいておりますし、また、情報公開担当室のほうに議事録等は公開をさせていただいております。

**武田委員** わかりました。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** なるほどね。そういう視点は面白いですね。

これは、ホームページでも公開されているということですか、それとも議事録は個別的に開示をお願いすることになるんですか。

**博物館次長** 現状は、ホームページのほうに議事録の開示のところまでまだ至ってはおりません。

**山田委員** 今回、校長先生の退職に伴う人事ということで、これはぜひ引き継いでよろしくお願ひしたいと思います。

今、武田先生の質問の中にもあったことにも通じるような気がするんですけども、博物館、あるいは美術館準備室も含めたここは、文化をどう松戸から発信していくかという意味では、少しく変化を求められている時代にあるように思います。

これは、じゃ、どういう形が可能なのか、お金の問題もありますので、なかなか難しいところは多いと思いますが、ぜひその博物館の建物の中だけでなく、そういったものの活用を積極的に市内のいろんなところでやっていく方法について、お金かけなくても汗かけばできるようなことがあるのであれば、各方面のお助けをいただいでできることがあるのであれば、ぜひお願ひしたいと。

これは、この協議会委員と余り関係ありませんが、ぜひそんな議論も、いろいろ皆様からいただくような機会になるといいかなというふうに思いますので、ぜひそんなことをお伝えいただければうれしいなど。

**博物館次長** 新しい切り口というお話もございましたので、じゃ、もう少し踏み込んだ、小さな出来事かもしれませんが、具体的な事例でお話しさせていただきますと、うちの委員さんの中に、社会教育関係者の代表の方がいらっしゃいます。そういった方のご提案を受けて、今年度まだ企画をしている段階なんですけど、ナイトミュージアムをやりたいとか、あるいは、PTAの代表の方がいらっしゃいますが、PTAの代表の方たちに、総勢約100名近くでした、今年度、うちのほうで博物館の見学会にお見えいただいて、そういった情報を逆

に今度自分たちの会のほうに持ち帰っていただいて、博物館の利用の促進につなげていただくとか。

なかなか具体的な大きなことではないかもしれませんが、協議会の委員さんたちの意見を逆に形にしていくというようなことも、少しずつですけれどもやらせていただいておりますので、山田委員からもお話あったとおり、そういったものがいろんな地域活動につながっていければというふうには考えております。

**山田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 最初に教育長が、昨日の総合教育会議のことについて少し触れました。市長と総合教育会議の席で、少し意見交換をしました。松戸市を「文化の薫りのする街」というキーワードを使って、いつも説明されています。市長には、その覚悟はあるようです。したがって、「教育都市としての松戸」とまでおっしゃっていますから、全部つながっているものです。

そういう意味では、松戸市に現在ある施設を総動員して、いろんな工夫をしていくということは必要だと思いますね。そんなつもりで、総合教育会議でも意見交換していただければありがたいですね。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第7号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第7号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第8号

**教育長職務代理者** 次に、議案第8号です。「松戸市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。ご説明願います。

**教育研究所長** 教育研究所所長でございます。

議案第8号「松戸市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市中心身障害児就学指導委員会条例第3条に規定されている委員の任期満了に伴い、2年ごとの委嘱がえの時期に当たるため、新たな委員の委嘱をお諮りするものでございます。

次のページに、委員の一覧がございます。

1号委員、教育委員会事務局職員については再任でございます。

2号委員、特別支援学級設置校校長は、中村敏江新松戸南小学校長が新任でございます。

3号委員、学級担任者については、まず、特別支援学級設置校の教頭として、佐藤正大第一中学校教頭が新任、石井裕子松飛台小学校教頭が再任でございます。そのほかの学級担任の委員については、知的学級から柳千賀子教諭が再任、言語学級から山川澄恵教諭、自閉症・情緒学級から金光可奈恵教諭が新任でございます。

4号委員、専門医師については、辰巳憲委員、丸山博委員、市川秀一委員が再任でございます。

5号委員、知識経験者については、井上たか子県立松戸特別支援学校長が再任、腰川一恵聖徳大学准教授、佐藤弘行県立松戸つくし特別支援学校長、林田かおる県立矢切特別支援学校長が新任でございます。

6号委員としまして、児童福祉施設職員として、青木聡美柏児童相談所診断指導課長は再任、花崎裕子松戸市こども発達センター通園施設長は新委員としてお願いするものでございます。

任期は、平成27年6月7日から平成29年6月6日までの2年間でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**松田委員** 3号委員について質問させていただきます。

こちらのほうは、就学指導委員会の条例によりますと学級担任者となっており、それに該当する委員が選出されるわけですが、佐藤先生とそれから石井先生が教頭ということになっていることについて、ご説明をお願いしたい。

**教育研究所長** 3号委員として、各障害別の特別支援学級担任にお入りいただき、それぞれの立場からご意見をいただいております。また、特別支援学級設置校の教頭先生にもお入りいただき、全校的な環境整備等の視点から組織的な対応を図るため、ご意見を伺っております。

教頭は、学校の実情に応じて担任ができるというふうに判断をしておりますので、そのような措置を講じているところでございます。

以上でございます。

**松田委員** そうしますと、この学級担任というのは、実質的な担任ということで、校務分掌で定められている担任という意味ではないということですか。それとも、この2人の教頭は担任として、これは校務分掌の中に位置づいている方々ですか。

**教育研究所長** 校務分掌上は位置づけておりませんが、学校教育法に基づきまして、教頭は児童の教育をつかさどるという形で認められておりますので、担任もできるというふうな判断をしているところでございます。

以上でございます。

**松田委員** その解釈はちょっと難しいのではないかなと思います。

学級担任者ということは、実際に学級の担任を持って、日々、教育実践に当たられている人を3号委員としようというのが、この趣旨ではないかと思っておりますので、確かに教頭は教員であって教育に携わるわけですが、今の解釈ですと、誰でもよくなってしまいます。こちらのほうは、やはり校務分掌にきちんと学級担任として位置づけられている人たちを選んでいくのが筋ではないかなと思いますが。

したがって、もう少し説明を求めたいと思います。後で結構です。

**教育長職務代理者** 後で結構ですとおっしゃいましたけれども、今おっしゃったことについて、何かここでご意見ありますか。

**教育研究所長** 今、ご指摘いただきましたことにつきましては、持ち帰りまして再度検討させていただきます。お答えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**学校教育部長** 今、松田委員からご指摘があったところは、昨日も教育研究所とちょっと論議をさせていただいたところでございます。

そもそも学級担任がこの規定に定められたのは、松田委員のご指摘のとおり、担任の経験者という位置づけであつたらうと判断をしております。

ただ、現状においては、教頭が実際に特別支援教育に、関わる部分が多いと思っております。その意味から教頭が委員になるのがよいものと思っております。

そうしますと、3号委員の学級担任者としての位置づけは、もう少し広く解釈したほうが合理的かと捉えているところでございます。

**教育長職務代理者** ということですが、松田委員、よろしいですか。

**松田委員** それで非常に納得いたします。学級担任というのは、学級担任として学級を担当するあるいは、した者というような形で、広く捉えていくという解釈であれば、これは成り立ちます。そうすると条例をもう少し変更するなりの工夫をしていくということが今後必要だ

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

**山田委員** これも条例に出ているので、もういいとは思いますが、5号委員の知識経験者ということは、これは松田先生が前、別のときに、学識経験と知識経験とはどういう使い分けですかというところがあって、これはもう条文がこうなっているのでよろしいんですが、要は経験を有する者、学識経験者とは言えないけれども、この分野について経験を有する先生方というふうに理解をしております。

そういったことも言葉、一般的な言葉として知識経験者という言い方は余りしないのかなと私も思っていますので、これは条例がそうなっている以上、しょうがないんですが、できるだけ妥当な解釈が定着するように、今後、これは工夫していただきたいなと思っています。これは意見というか、ちょっとそういう感想を持ちましたので、お伝えをさせていただきます。

ご質問をぜひこの機会にさせていただきたいのは、この就学指導委員会というのは、恐らく個別のケースについて、どのような就学をしていただくのが一番ご本人のためになるだろうかというようなことを検討されているんだと想像はするんですけども、その活動実態といますか、時期とか、あるいは皆さん、合議でこれをなさっているというふうにも理解しておりますので、どのような議論がされているのか、あるいは、そこに何か問題、あるいは今後解決すべき課題というのが、特にこの分野に関しては該当する方、親御さんも含めて大変な思いをされていると思いますので、もしお聞かせいただくことがあれば、ぜひお願ひしたいと思います。

突然で申しわけありません。わかる範囲で結構でございますので。

**教育研究所長** 就学指導委員会の役割につきましては、障害のある児童生徒の就学先の審議を目的としているところでございます。その上で、就学に関する十分な情報提供、早期からの就学相談、支援の助言等の機能も果たしているところでございます。

流れといたしましては、保護者から相談依頼があった場合、研究所におきまして受理面接を行い、その後、五香分室の就学相談等を実施する形でございます。その中で、心理相談員、学校教育相談員が知的検査、発達検査等を実施するとともに、子供の様子の観察、保護者の要望等を総合的に判断をしまして、就学について適切な指導を行っているところでございます。

その上で、保護者から特別支援学級、または特別支援学校への入級、入学の意向の同意を確認して学校見学等を行い、就学指導委員会において審議する形をとっているところでござ

います。

そして、委員会の昨年度の開催回数と審議件数につきましては、開催回数が9回でございます。審議件数は72件という形になっております。審議の内訳については、知的障害、特別支援学級、学校等への就学についてが一番多くなっているところでございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

**教育研究所参事補** 概要を研究所所長から説明のとおりですが、多少補足をさせていただきます。

研究所の相談員、臨床心理士が、ふれあい22の研究所分室におりまして、保護者の方の相談に当たらせていただいております。

相談員は、保護者、またはお子さんも含めた相談をする中で、保護者の進学の意味等を確認の上、就学指導委員会のほうにお諮りをさせていただきます。

いろいろな相談の中で、いろいろなことを相談させていただくわけですが、原則的には保護者の進学の意味を尊重して、就学指導委員会で判定がおりるという形になっております。

それから、先ほどの学識経験者等の件でございますが、学識経験者と知識経験者、どちらも学問があり見識の高い人の意味を表しておりますけれども、政府などの諮問機関として設けられる会議では、学識経験者は大学教授というふうに使われていることが多いようでございます。条例では知識経験者となっており、広く知識、経験を有する方からご意見を伺っているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 山田委員の質問の中で、何か問題や課題になる点はありますかという指摘がありました。その点はどうでしょうか。

**教育研究所参事補** 就学相談の過程の中で、保護者の希望を十分吸い上げるような形で、相談員のほうは丁寧に相談を重ねさせていただきます。就学の決定を就学指導委員会ですさせていただきますが、中には、保護者の意向だけではなくて、もう少し相談が必要なケースもございます。そういった場合には、就学指導委員会の調査員という者を派遣させていただきます。実態に合わせた相談を引き続き継続して行わせていただいております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 山田委員は、それでよろしいですか。

**山田委員** はい。恐らく個別の保護者の方々の、あるいはご本人の思いの中では、十分に聞いて

ていただけた、十分に相談できたということもあろうし、そうでないことも当然あると思います。これは、100%というのはなかなか難しい。

ただ、この公教育の中でこの分野というのは、どうにかしてみんなでやっぱりよい環境を支えて、つくっていききたいとみんなが思っていると思うんですが、つついお任せになっているというのが事実上だと思います。恐らく今のお話の中だって、この指導委員会は委員会で最終的にそういうご審議をいただいていると、ご審議というか決定をいただいていると思うんですけども、教育研究所が窓口として相談員、あるいは調査員という方々の配置をいただいているというふうにも理解しております。

ぜひ、こういうふうな機会にだけ私もお聞きをして、なかなかふだん何もできないものから、そういったことの中で、冷ややかな思いを当事者の方がされないために、どういったことができるのか、情報の共有をどこまですべきかは簡単なことではありませんが、そういうことと一緒にともに生きていくということが、どうやったらできるのかなと思ってお聞きをしました。恐らくもう少し何か、予算的な措置等でなくてもできることが何かあるのであれば、ぜひそういう提案をしていただいて、現場から意見があれば、また行政の中でやっていければという感想でございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 市長のような感想ですね。それはとてもありがたいことです。

現実には、今、特別支援学級を設ける学校はふえていますよね。そういう意味で、恐らく今、山田委員の質問が、あるいは意見が出たんだと思います。

市長もたしかマニフェストの中で、特別支援学級の子供たちがちゃんと社会人として活動できる、あるいは生きられるような、そういう教育を松戸市はやっていきたいというようなことを書いておられる。教育の一環として、全部それはやっていかなければいけない。

ですから、今、山田委員がおっしゃったのは、そういうことも含めて何ができるかですね。この委員会でも議論していると思いますけれども、そういったことも我々にもちょっと情報を提供していただきたいですね。

**教育研究所長** 今、ご意見としていただいた事項につきましては、本年度の重点課題の一つとしていろいろな施策を講じているところでございます。

特別支援教育にかかわります6つのプランがございまして、1つは支援人材の派遣。2つ目として、巡回指導相談等による学校支援。3つ目としまして、今年度は予定がございませんが、特別支援学級の増設。4つ目として、人材育成、指導力向上のためのいろいろな研修

を持つ。5つ目としまして、相談体制の充実。6つ目としまして、指導資料の作成、改善を進めているところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** わかりました。

山田委員、ということだそうです。よろしいですか。

**山田委員** はい。いろいろやっていただいているということは、わかりました。

**教育長職務代理者** 武田委員は初めてでしょう、こういうことをお聞きになるのは。何か質問ありますか。

**武田委員** 質問というのは、わかっていないのでできないんですが、こういう形でなさっているということは、非常にありがたいなということは物すごく感じます。

南部小学校でしたっけ、私は、二中に行っておりましたので、南部小学校から上がられた、やはり特殊学級からいらした生徒さんとの交流というのは、松戸二中ではあったんですけども、ナチュラルな形でそういうものが社会の小さいコミュニティーの、何というか経験としてされていくというのは、すごく、一般の生徒にとっても、その入ってこられた生徒さんにとってもとてもいいことであり、やっぱり経験すべきことだと思っております。

そういうことが、こういうサポートの中で遂行されているということを本当に初めて知りましたので、山田委員おっしゃるように、「何か」ということは少しずつ考えていくべきのかなということ、改めて感想ですがありがたく思いました。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

毎年、この子供たちの運動会や学芸発表会等があります。僕もなるべく時間の都合を見て行くようにしているんですが、指導する先生方が物すごく大変だということを実感しています。一生懸命やっておられる。そういう意味では、一度ご覧になるといいと思いますので、機会がありましたら、ぜひご覧になってみてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、議案第8号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。



本日は議題が多いので、担当者が入ったり出たりすること人が多いと思いますが、次の議題に入ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

---

◎議案第9号

**教育長職務代理者** それでは、次に議案第9号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。ご説明願います。

**生涯学習推進課長** それでは、15ページ、議案第9号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これにつきましては、松戸市公民館運営審議会委員の学校教育関係者として委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づいて、常盤平第一小学校長、三輪睦子氏を新任の委員としてお迎えいたしたいと思っております。

次ページに資料がございます。

1号委員から4号委員のうちの第1号委員、学校教育関係者、前任者は新松戸南小学校長、森山典子氏でございましたが、本年4月の異動に伴いまして、野田市立川間小学校のほうに転出になりました。それによりまして、今回欠員が生じたものでございます。

三輪先生につきましては、校長会のほうからのご推薦をいただいて、今回委員になっていただくという運びになってございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ちなみに三輪先生のご専門は何ですか。つまり公民館活動ということですから、何かそれと関わるものがあるのかなと思ったのでお聞きしたんですが。

**生涯学習推進課長** ご説明が漏れましたが、実は三輪先生につきましては、平成23年度に一度、1年間ですけれども、公民館運営審議会委員をご経験していただいております。ですから、今回二度目のご就任という形になりますので。ただ、特に例えば社会教育主事の任用資格を

持っているとか、そういう話は伺ってはございませんが、公民館運営審議会委員についてはご経験がございますので、ご認識は高うございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**教育長** 加えて、昨年度まで東葛飾教育事務所で指導室長をされておられましたので、6市の状況も幅広くいろいろ知識はお持ちかと思えます。

以上です。

**教育長職務代理者** わかりました。ありがとうございます。

社会教育の一環として公民館活動も重要ですから、他市の状況も入れた意見交換をしていただきたいと思いますね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

新入生いじめするわけじゃないですが、武田委員、何かありますか。特に新しい話題については、それは聞きたいことはたくさんあると思うんですね。この際ということで、どんどんお伺いしていいですから、ありましたらどうぞ。

**武田委員** 本当に今回多いので大変なんですけれども、關先生のお言葉に甘えて、ちょっとその承認ということから外れてしましますが、1つだけ。私も、実戦の美術製作者ですので、気になりましたのが、2号の委員のところの石井武夫様が松戸美術会会長というふうに役職がなっちらっしゃいます。これは、今もポスターが張ってあります市展の関係とかそういったことで入られているということでしょうか、それ以外に何か目的というか、就任目的みたいなものがありましたら教えて下さい。

**生涯学習推進課長** 石井会長につきましては、あくまでも社会教育分野の中で、社会教育関係者という中で、今回、今期の委嘱からお入りいただきました。ご案内のとおり、松戸市美術展を本市と協働で開催している団体の会長さんでございます。ですので、公民館運営審議会委員としては、非常にふさわしいとは思いますが。ただ、公民館事業について、特にこれ以外に、その美術展以外に公民館事業については、文化祭であるとかそういったときには当然かわってきますけれども、それはいわゆる社会教育法上の公民館という範疇からは少しずれる内容になってきます。広く社会教育という中では、私どもの生涯学習推進課とは非常に深い協力関係がございますけれども、公民館運営審議会委員としては、社会教育の中の一つの分野の代表という形で、ご参加いただいているという状況でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

森山先生にかわって三輪先生にお入りいただくという件でございます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、議案第9号につきましては、これをもって質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号

**教育長職務代理者** 次に、議案第10号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

**スポーツ課長** 17ページ、議案第10号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員の任期が平成27年5月31日をもって満了することに伴い、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定によりまして、今回新任2名、再任8名、計10名の委員を委嘱するため、ご提案させていただいたものでございます。

新しく委嘱いたします委員の任期につきましては、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2年間でございます。

委嘱者につきましては、18ページに名簿を掲載してございますが、男性6名、女性4名となっております。このうち新任の委員につきましては、名簿の上から4番目、公益社団法人松戸青年会議所理事長、山口恵理子さん、それから、下から2番目の一般財団法人松戸市体育協会評議員、鈴木静枝さんの2名となっております。このお二人以外の8名につきましては、再任でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

**山田委員** こちらも人選については、恐らくこの団体から人がかわったので、重ねて推薦されたものと理解しております。それで変わりなければ、それで結構でございます。せっかくの機会ですので、どういった議論がなされているか、一端、ご紹介いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

**スポーツ課長** 委員の選考については、ご指摘のとおりでございます。

それから、審議会での会議の内容ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**スポーツ課長** 会議につきましては、毎年一、二回ということで開催しております。主にスポーツ課と保健体育課の予算、それから事業報告、事業計画等を報告して、スポーツ全般について話し合いを行っているところでございます。

直近ですと、平成23年度にスポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されておりますので、そのスポーツ推進審議会についてや、平成24年4月1日には新しく松戸市スポーツ振興基金等が設立されましたので、そういった話し合いが出ております。

以上です。

**山田委員** ありがとうございます。

以前、ハーフマラソンを1年だけやったのを、去年の七草マラソンだったと思いますけれども、こういう場がそういうことを話すことなのかどうかはわかりませんが、松戸市は48万何がしの人口があり、非常にそういうニーズがある。施設がどこまで充実できて、皆さんに活用できているかは、これは問題はあるながらも、江戸川もありますし、いろいろなことができ得るので、七草マラソンだけでなく、いろんなことについて長期的な、あるいは今すぐ実現できないまでもこういうことを目指そうというようなことのご提言も、こういうスポーツ推進審議会というようなところがあるのかなと思って、ぜひ議論を期待したいなと思います。いかがでしょうか。そういう投げかけは可能なのでしょうか。課長のご見解で結構でございますので。

**スポーツ課長** そういったスポーツ全般に含めて議論の場として行うことは、十分可能かと思えます。

**山田委員** ぜひお願いします。

**教育長職務代理者** 今の山口さんですが、これは山田委員も詳しいのかな、松戸青年会議所の

理事長をされておられる。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** 青年会議所なのに女性の理事長ですか。女性の人たちも、今、青年会議所のメンバーですか。

**山田委員** これはあります、昔からいます。

**教育長職務代理者** 青年は変わらない。

**山田委員** 青年は男女を含む概念です。

**教育長職務代理者** そうですね、認識を新たにしました。法律上は「せいねん」とは「成る年」と書きますから、ちょっと発音が同じなので、それでちょっと間違えることもあります。そうですね、女性のメンバーもおられるということですね。

**山田委員** 初の理事長です。女性初ですね。

**教育長職務代理者** そうですね。それは、実にいいですね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

**松田委員** 文書として残りますので、きちんとご記入いただいたほうが良いだろうなという点から申し上げます。

委員の在任期間ですけれども、1期目とか9期目と、目という言葉を使っていますので、この空欄のところは1期目と入るものと思いますが、いかがなんでしょうか。

**スポーツ課長** そのように、よろしくお願いします。

**松田委員** 空欄があるとどうしてもすっきりしないので、入れられるものであれば、埋めてください。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、ここに「目」を入れてくださいということだそうです。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

これも、武田委員、よろしいですか。

**武田委員** はい。

**教育長職務代理者** 先ほどご説明ありましたけれども、スポーツ振興法がスポーツ基本法に変わりました。その書き出しがとてもいい文章で、スポーツは国民の文化、世界の文化というふうな表現を使ったんですね。それ以来、やっぱり今までのスポーツとはちょっと違う意味づけをしようということで、松戸市としては、その文化という言葉はかなり重く見てきているんです。それは、ご承知おきください。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかによろしいですか。

よろしければ、これで議案第10号の質疑及び討論を終結しますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第10号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市教育功労者表彰について」を議題といたします。

スポーツ課長 19ページの議案第11号「松戸市教育功労者表彰について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進委員として活動されていた方々が、平成27年3月31日をもってご退任されたことから、これまでの多大な功績とご労苦に感謝の意を表し、表彰するためご提案させていただいたものでございます。

今回ご提案させていただきました松戸市スポーツ推進委員は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

対象者は、20ページの名簿のとおり2名でございます。お二人の経歴等につきましては、21ページと22ページの推薦調書に記載のとおりでございますが、お二人とも平成18年4月1日から平成27年3月31日まで5期9年にわたり、松戸市スポーツ推進委員として本市のスポーツ振興にご尽力を賜った方でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

教育長職務代理者 議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

スポーツ推進委員をやっておられた方の表彰になります。

推進委員は、現在、何名おられますか。

スポーツ課長 109名です。

教育長職務代理者 109名。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、議案第11号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第11号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議ないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第12号

**教育長職務代理者** 次に、議案第12号「松戸市社会教育計画の策定について」を議題といたします。ご説明願います。

**社会教育課長** 初めに、大変申しわけございませんが、資料の差しかえについてご説明させていただきます。

A4の1枚のパブリックコメントによる修正箇所一覧表という紙がございますが、そちらのほうにて、20ページと書いてある下段のほうの修正後の欄で下線の部分で、「青年活動団体」とあったものを「青少年活動等」という言葉に直させていただいておりますので、大変ご迷惑をおかけして申しわけございませんが、ご了承ください。

それでは、議案第12号 松戸市社会教育計画の策定について、ご説明させていただきます。

提案理由につきましては、全ての市民の学びを保障し、松戸市の将来像や市民が潤いのある生活をするために、社会教育行政が果たす役割と方向性を示す松戸市社会教育計画を策定するためでございます。

松戸市社会教育計画案につきましては、ことし3月12日の教育委員会会議において、パブリックコメントの実施のご報告にあわせ、内容を説明させていただいたところでございますので、本日は、パブリックコメントの実施結果及びこれに伴う修正箇所につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、3月17日から4月15日までの約1カ月間、市民の皆様からご意見を募集させていただきました。その結果、5名の方から48件のご意見をいただくことができました。

その意見の内容を協議するとともに、また、教育委員会内の関係課に確認させていただいた結果を踏まえ、これまでの計画案に修正させていただいたものが、先ほどご案内しましたパブリックコメントによる修正箇所一覧表として、まとめさせていただいたものでござい

す。

計画案につきましては、特に大きな変更はございませんが、8件の修正をいたしましたので、そちらについて説明させていただきます。なお、市民の方からご意見を48件もいただきましたので、個別のご意見及びそれに対する市の考え方は、お手元の冊子をご覧いただきたいと思います。

それでは、「修正箇所一覧表」及び「パブリックコメントの結果について」の2枚を中心に説明させていただきます。

まず、一番上に記載しておりますパブリックコメントナンバー28のご意見に伴う加筆でございます。

意見といたしましては、計画案31ページの基本目標で、施策に地域が出過ぎており、一番大事な自分自身や身近な周辺の課題解決に資する学習の多くが漏れているのではないかというものでございます。

市の考えといたしましては、計画案26ページの基本目標1の説明文の中に、「市民が充実した人生を生きるための学習や個人や地域が抱える課題解決を目指すなど、多様化・複雑化する市民の学習要望や社会の学習要請に応える学習機会の提供機能をさらに充実します。」と記載しているところですが、この基本目標1のタイトルは、「多様なニーズに応え」で書き始めておりました。こちらにつきましては、市民の多様な学習ニーズに応える学習機会という意味で文章化したものでございますが、分かりづらい点もあるかと考えまして、「多様なニーズに応え」の前に、「市民の」という言葉を加筆させていただいたところでございます。

この表現につきましては、あと目次、26ページ、32ページにもございますので、同様の加筆をさせていただいております。

次に、パブリックコメントナンバー3の意見による加筆でございます。

意見といたしましては、計画案の4ページの上段に記載してあります「社会教育部門」の言葉の定義がないため、市長部局や他の公的組織なども含まれるのか分からないというものでございました。

これにつきましては、市民の皆様からすれば、社会教育部門だけではこの計画で用いる範囲が分かりづらいかと思っておりますので、「社会教育部門」の文言の後に括弧書きで、「松戸市教育委員会生涯学習部内の社会教育課、生涯学習推進課、スポーツ課、市民会館、図書館、戸定歴史館、博物館を言います。」という言葉を加筆させていただいたところでございます。



次に、パブリックコメントナンバー14の意見による加筆でございます。

ご意見としましては、計画案の15ページに記載してある、自宅学習は組織的な教育活動とは言えないので、社会教育に含めるのは誤りであるというものでございます。

意見に対する市の考え方としましては、自宅学習は、一般的には新聞やテレビなどを媒体とした一時的な学習活動と言われており、本市の現状といたしまして、社会教育に関するアンケート調査の結果が、自宅学習での学習が1位であったということから記載したものでございますが、これは自宅での学習を奨励するというものではなく、今後、組織的な社会教育活動へ生かしてもらえるような方法が実現できるよう、配慮していく必要があるということに記載させていただいたものでございました。このことを踏まえまして、12ページの「松戸市の社会教育活動の現状」のところへ、こちらの修正後欄に記載のとおりを文言を加筆させていただいた次第でございます。

続きまして、パブリックコメントナンバー16と18の意見による加筆について説明させていただきます。計画案につきましては、17ページと20ページになります。これにつきましては、青少年会館の部分でございますので、一括させていただきます。

ご意見といたしましては、青少年会館の成果や課題が記載されていないようであるが、実績もあるのだから、もっと記載すべきであるというものでございました。

このご意見を踏まえまして、担当課と協議をいたしまして加筆修正させていただき、17ページにつきましては、「青少年教室」の前に「青少年会館で行っている」という言葉を、また、20ページにつきましては、青少年会館の課題について加筆させていただきました。

なお、20ページの①とあります部分の公民館の記載の最終段落の記載であります、「これらの課題に的確に答えるとともに、新たな社会変化にも適切に対応できる社会教育の拠点施設の整備が課題と言えます。」の部分につきましては、青少年会館の課題も視野に入れ、包括的な表現とさせていただいておりましたが、今回、青少年会館の課題も記載したことに関連しまして、削除することといたしました。

続きまして、用紙の裏面となりますパブリックコメントナンバー32の意見による加筆でございます。計画案につきましては、40ページになります。

ご意見といたしましては、図書館管理運営事業の事業内容に、なるべく片仮名言語の利用はやめてほしいというものでございました。この「情報リテラシー」という言葉については、市民の方で聞きなれないという方もいらっしゃると思いますので、この「情報リテラシー」の文言の後ろに、括弧書きで「情報活用能力」という言葉を加筆させていただきました。この加筆

に伴いまして、後ろのほうで用語解説を行っていた部分につきましては、削除させていただいた次第でございます。

次に、パブリックコメントナンバー34のご意見による修正でございます。計画書につきましては、45ページと51ページになります。

意見といたしましては、パブリックコメントでは、「我が子の幸せを願う保護者が行う家庭教育がよりよく行えるよう」という記載がありましたが、保護者にはいろいろな方がいるのであるから、この表現は好ましくないというものでございました。恐らくネグレクトのことを言っているのではないかというふうに察しますが、そこまで考慮するかどうかということも内部で協議いたしました。ご指摘の内容を考慮いたしまして、この言葉を「家庭教育を充実するために」という文言に改めさせていただきました。

次に、パブリックコメントナンバー46のご意見による加筆修正でございます。計画案につきましては、70ページから94ページとなります。

ご意見といたしましては、59ページの資料編の項目番号が一連で振られているにもかかわらず、69ページから始まるアンケートの調査報告の番号が、また独自の項目番号で振られているため、混同して見づらくなっているところのご指摘でございました。確かにわかりづらい点もございますので、70ページの部分の余白に「アンケート調査結果報告書からの抜粋」との文言を加筆させていただき、そして、この調査結果報告書の範囲である70ページから94ページまでの部分を枠組みで示させていただきました。

以上が、パブリックコメントによる修正部分でございます。

なお、計画書案の102ページ、一番最後のほうでございますが、社会教育委員の先生方から、参考文献について掲載したほうがいいのではないかというアドバイスをいただきまして、これをあわせて掲載させていただいております。

以上が、パブリックコメントのご意見をいただいた結果を受けての計画案の修正箇所となります。

なお、今ご説明させていただいた部分以外につきましては、前回説明させていただいたとおりでございますので、この松戸市社会教育計画の策定につきましてご審議いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

前回、詳しくここでご議論をいただきましたので、この訂正分についてのご審議をお願いしますということですが、いかがでしょうか。

松田委員、何かありますか。

**松田委員** はい、いろいろあるんですが、質問と意見を混在させますが、いいですか。

**教育長職務代理者** いいと思います。

**松田委員** それでは、いろいろと質問からさせていただきますが、まず、この策定にかかわって、社会教育委員の方々はどのように関与しておられるのか、それをご説明いただけないでしょうか。その後、質問を幾つかいたします。

**社会教育課長** 社会教育委員の先生方がどのように関与したかということですが、この計画案の最初の段階から全てお入りいただいているところでございます。

まず、計画書案の63ページをご覧くださいませでしょうか。「社会教育計画策定の経過」と題しているところでございます。

平成25年6月26日に、社会教育委員会会議において、この策定の概要を私のほうから説明させていただきましたしまして、そして25年の2回目以降、同年度4回にわたりまして社会教育委員の先生方に、まず最初に提言書の作成をお願いしたところでございます。

それにつきましては、こちらの資料編の3番目のところに、ページでいきますと65ページのところに提言として記載させていただきました。そして、それに基づきまして、26年度より6回にわたり会議を開催し、そして、またその中でワークショップ、または社会教育フォーラムなどにも委員さんに参加していただく中で、一体となってこの計画案を作成させていただいたところでございます。

以上でございます。

**松田委員** わかりました。

なぜ、お伺いしたかといいますと、例えばここで私たちが審議をして変更を求めるようなことになった場合に、社会教育課で私たちの案による変更手続に入ることなのか、それとも社会教育委員の皆さんに、もどして変更するということになるのか、その辺をお聞きしたかったものです。

**社会教育課長** 社会教育委員会会議で出された社会教育計画案につきましては、あくまでもこれは提言というような形となっておりますので、あくまでもこの社会教育計画の最終決定は、この教育委員会会議で行っていただくこととなります。ですから、こちらでもしお直しいた

だくということであれば、それも可能でございます。

**松田委員** わかりました。

それでは、それを前提にお話をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

まず、パブリックコメントの5番なんです。こちらのほうは、私、もっともだと思いながら読ませていただきました。そして、それに対して、ご意見のとおりという説明をもって受けています。しかしながら、この質問の意を汲んで変更をすることにはなっていないわけで、この辺はどう考えたらよいのか、ちょっと疑問に思いました。パブリックコメントの5番です。

それから、第2点目です。34番の意見について申し上げます。

これは、確かにこのご意見は、先ほど課長から説明があったとおりだと思いますけれども、我が子の幸せを願うというのは、これは大前提なのではないでしょうか。ですから、この意見を受けて、文章を変更したというのは、私には考えられないことです。

数学の世界で、仮定が偽であれば、いかなる命題も真になるということがあるわけですね。つまり、1足す2が5になるようであれば、2足す3は6でもいいし、2足す3は9でもいいというように、前提が崩れてしまえば、全てのことは正しくなってくるという意味です。私は、家庭にあって我が子の幸せを願うというのは、これはもう親として大前提のことであって、この大前提が崩れれば、どのような家庭教育も認められてしまうことになる。指摘があったから誤解を招きかねない部分があったと反省するのは、いささか行き過ぎではないかと思いました。

ただ、我が子と限定するのではなく子でいいのではないかと考えています。この辺について、もう少し話し合ったのであれば、深いことを教えていただきたいと思います。

それから、3点目です。案の5ページの図に関連して、パブリックコメントが寄せられていたと思います。それに対して説明があったと思いますけれども、この図は非常にわかりにくいというのも確かだと思います。しかも、社会教育の目標、社会教育法の44条に、「協力」という言葉が使われているにもかかわらず、この図の中には「協力」というような言葉が全くあらわれてこない。「連携と支援」だけで社会教育を語れるのか、逆にあり得ないのではないかというふうに思っています。

特に今、学社融合として、学校教育と社会教育が一体となって生涯教育を推進しなければならない時代にあって、連携という言葉が中心概念として残っているというのは、松戸市がこういう実態なんだと言われればしょうがないですけれども。この図の修正を考える余地が

あるのかないのか、そのことを第3点目にお聞きしたいと思っています。

以上、3つの点です。よろしくお願いします。

**社会教育課長** まず、一番最初にナンバー5の部分で、お答えが成立していないんじゃないかというようなご指摘でございました。

あくまでも、これはこちらのほうで記載させていただいているところでございますが、松戸市の教育基本方針の中で、社会教育計画の策定とかそういったものについても、26年度のものでは触れさせていただいているところでございます。その一連の上位計画というか、上位の方針に基づいた中で行っていくということで、一つの、体系的な流れというものを考えて作成させていただいておりますので、そういった意味で、この上位のものについての整合性を図るというふうな形で、ご説明させていただいたところでございます。

次に、34番の「我が子の幸せを願う」という部分でございますが、こちらにつきまして、社会教育委員会議の中で、委員さんのいろいろなご意見ございまして、その中で、家庭教育にかかわるのは確かに親だけかもしれないし、また、父母、祖母、中には年長の子供が乳幼児の面倒を見ているという現実もあるという話もございまして、そんな議論の中で、家庭内の構成は、今非常に多岐にわたっているので、余り限定した形にならないような表現にするためには、もうこの家庭教育だけの言葉にしてしまったほうがいいんじゃないかというようなご意見もありました。また、このご意見をどこまでしんしゃくするかということについても、私どものほうでいろいろと賛否はあったところでございますが、やはり先ほど申し上げたように、ネグレクトとかいろんなこともございますので、余り異論を招かないような表現にしたいと思ったところで、今回の表現に改めさせていただいた次第でございます。

次に、5ページの表でございますが、このイメージ図でございますが、社会教育、生涯学習、家庭教育の意味と位置づけをご理解いただくために、あくまでもイメージとして作成させていただいたところでございます。完全にこの中に網羅し切るというのは非常に難しいもので、概念的な、一般的な概念として、この図を作成させていただいたということでございます。

ちょっと説明が完全じゃありませんが、以上でございます。

**松田委員** 余り時間をとれませんので、今のことについて、意見だけ申し上げさせていただきます。

まず、コメントの5番については、この質問のほうは私はわかりやすいです。もう一度、今回答が、ご質問の意図を酌んでいるのかどうかというのがわからなかったのもう一度

ご検討いただければと思います。

それから、34番の意見と、イメージ図というのは、実は私の中では関連しています。つまり、イメージ図の中では3つの教育がばらばらになっていますが、そうではなくて、3つが重なる部分が多いのではないか思っているんですね。

ですから、学社融合とかそういうような言葉を使っていきたい。連携というのは、あくまでばらばらの中でお互いできるところを出し合いましょうという概念なのであり、融合というのは、学校教育、社会教育もお互いがもう一体となって推進しましょうという、生涯学習のためにやっていきたいと思いますというふうな、そういう考え方になっていくわけです。例えばそれを34番に当てはめてみると、子供のことをネグレクトする親を生み出さないように、例えば、市立松戸高校で学校設定科目として、親業を勉強するような科目を設定しましょうとか、そういう取り組みができるのではないかと思うんですよ。そのコーディネートを社会教育課にお願いしたい。つまり、例えば妊娠された方がいらっしゃったら、市立松戸高校に行って、その親業の授業を受けることができるとか、ネグレクトなどの、親を生み出さないような家庭の在り方を考えていく。また、不幸な妊娠などの場合に、そこからでも幸せを求めていくことができる、夢をもてる方々をふやしていくというようなことが、私たちの目標としてあるべきではないかと思うんですね。

そうすると、このイメージ図のように、ばらばらにそれぞれが動いていたのでは、なかなかそういうような施策というのは出てこないで、それを一体として考えられるような社会教育であっていいのではないかなと、こんなことを思ったものですから、一言言わせていただきました。

ありがとうございました。

**教育長職務代理者** なるほどね。そこはいかがでしょうか。特に2つ関連するという、我が子という表現とこの図の関連性ですね。そういう前提で質問されたし、ご意見をおっしゃった。どうでしょうか、そこは。

**社会教育課長** 松田委員さん、おっしゃることはごもっともかなと思います。

ただ、いわゆる教科書的な世間一般で言われている生涯学習行政の概念図としては、学校教育、社会教育、家庭教育、この三者から一応成り立っているということ、いわゆる一般的な概念という形でお示しさせていただいているわけで、今、委員さん言われたような、今後のあるべき形というところまで、ちょっとこの図では踏み込んだ形では入れていないということでございます。

**山田委員** 関連でいいですか。

**教育長職務代理者** 関連するそうですが、松田委員はそれでよろしいですか。

**松田委員** はい、いいです。

**教育長職務代理者** それでは、山田委員どうぞ。

**山田委員** 恐らく同様の意見になってしまうと思います。

言いかえれば、私もこの三角形じゃなくて、多面体のような構造なんだろうというふうに思います。つまり、1個の人格が成長していく過程に、どこから見るかというだけの差であって、別物ではないというようなイメージで私も感じておりましたので、松田先生のご意見は、本当にごもつともなのかもしれません。

このパブコメの34番の対応の仕方については、やはり我が子の幸せを願わない親もいるんだからこの言葉を外せ、はい、わかりました、外しますとこれは読めます。大前提なんだから、大前提ではあるけれども、我が子の幸せを願わない親がいるから外してくれ、現実にそぐわないからという、これは言い方になっていることに関して、そうですねと言って外すというのは、そういうことなんだろうかというふうに読めました。

ただ、議論の中で、いろんな家庭の形態があるから、そこに配慮しましょうということであればわかりますということで整理をされて、逆に、このパブコメへの対応が誤解を招かないようにしていただきたいということを思います。

松田先生がおっしゃったように、子供たちの、あるいは子の幸せを願わない者はいないんだということをあえて言っているのではないかと、さっきの多面体の話と同じですけども、そこを通じて、じゃ、どう結びつけるというよりも、どこから光を当てる教育なのかというところであってほしいというふうに思いました。

家庭教育に関しては、教育長も意識を持っていらっしゃると思いますし、今後、総合教育会議の場でも、ぜひ私はいろんな形が市長部局と連携してやっていけたらと思っておりますので、何か後退したような印象を持ってしまいましたので、そこら辺は重ねた意見で大変恐縮ですが、思いました。

以上です。

**教育長** そのイメージ図についてですけども、その表題の「社会教育のイメージ図」というのと、それから、その図の中の「生涯学習振興行政」という、そういう図の表題のこの2つの書き方が誤解を生んでいるのかなと、今、意見交換を聞いていて思いましたので、ちょっとその辺、もう一回検討しましょう。お願いします。

**教育長職務代理者** そうすると、松田委員のご発言の最初にあったのは、最終的にはここでも修正できるのかということでした。またもとへ戻すのかということも含めて、ここで修正ができるかというご質問でした。そう考えると、今の教育長のお話では、もう少し考えましようという幅があるという理解でよろしいですか。

**社会教育課長** 幅はございますが、実は、これは3月までに本来策定すべきということで、本当は進んでまいりましたが、ちょっと私ども時間かかってしまって大変恐縮なんです、幅がある中で、もしこの場である程度方向性というか、結論が出せればありがたいなと思っているところでございます。

**教育長職務代理者** それはわかりますが、今、教育長がおっしゃったように、この図は、やはりもう少し考える余地があるということでした。だからそれも含めて、我々はお任せするというのも含めて、修正の余地があるのであれば、二人の委員から出ていたような発言も加味したものにしていだければということですが、それは可能ですね。

**社会教育課長** はい、可能でございます。どういう形にしたらいいのか、ちょっとあれなんです、私がちょっと言うては僭越ですが、教育長と協議の上、教育長のほうに一任願えるのであれば、教育長のほうと詰めさせていただいて、図のほうをまとめさせていただければと思います。

**教育長職務代理者** そういことですね。そのお答えでいいと思います。つまり、山田委員も追加的に松田委員をセコンドしてくださったんですね。イメージ図と子供のことのつながりというのは、これから考えるであろう総合教育会議の中身の議論とも関連してくると、松戸市はそういう全体像を頭に描きながら、子供たちの教育を社会全体でどう考えるかという、そのところを、このイメージ図の中にちょっと入るといいなということですね。

そうすると、融合という言葉をおっしゃったけれども、これだと分離しているととられる。この図では完全に分かれているようだけれども、重なる部分があるんじゃないかということもあったので、できれば市民の皆さんにこの図を見て、ああ、ここはやっぱり重なっているなとイメージされるような図にしたほうがいいんじゃないかということですね。

そうすると、そのイメージから、パブコメの34番の指摘も、言葉としてはそういうふうに我々としては理解して、修正したんだとなる。それは、山田委員がおっしゃることです。後退したんじゃないんだということを、まさにこの図でそれを示していると理解ができればいいですね。

松田委員はうなずいていますが、そういうことでよろしいですか。



松田委員 はい、ぜひお願いしたいと思います。

教育長職務代理者 教育長、よろしいですか。

教育長 はい。

教育長職務代理者 山田委員も、それでいいですか。

山田委員 はい。

教育長職務代理者 武田委員は、何か特にありますか。

武田委員 特にはございません。

教育長職務代理者 そうすると、この図をもう少し工夫していただくということですね。それは一任します。一任するということで、それを修正するという停止条件で、これをお認めするということがでいでしょう。課長もそれを望んでいるわけですよね。本当はもっと早く決めたかったのに、おくらしているから早く出したいと、教育長はたしかおっしゃった。今まで松戸市になかったので、恥ずかしいんだと。だから、早く出したいという気持ちはわかるけれども、せっかくパブコメもいただいて、教育委員会でもこの議論をしたんですから、そのところのつながりを修正するということが、いかにいでしょう。よろしいいでしょう。

学校教育部長、それでよろしいいですか。

学校教育部長 はい。

教育長職務代理者 生涯学習部長もよろしいいですか。

生涯学習部長 はい。

教育長職務代理者 ほかによろしゅうございいますか。

松田委員 もう一ついいいですか。

教育長職務代理者 松田委員、どうぞ。

松田委員 違うところで25ページになります。第3章の基本理念の帯の下に、「いつでもどこでも必要に応じた学習活動を積極的に行うことができます」とあり、これは非常にいいし、社会教育の本当の理念なんだろうと思います。

ところが一方、例えばいろんなところに視察に行こうとするとき、大抵、社会教育施設というのは月曜日休みなんです。図書館にしろ、博物館にしろ、公民館も第4月曜が休館という具合です。何かこういうふうに、いつでもどこでも勉強できるんだよというようなことをうたいながら、月曜日は社会教育施設を使うんじゃないよというようなことを言っているわけで、この辺の整合性というのをとることができないいでしょう。

社会教育課長 非常にちょっとお答えが難しいご質問であれなんですけれども、委員さんおつ

しゃることはよくわかります。ただ、学習は施設内、そういった建物だけではないと、それ以外の部分でも行っているわけで、やはりいろんな職員も場合によっては休日等、いろんな活動と一緒に参加して、一緒に支援したり、そういったものも行っておりますので、いつでもというのは、施設だけではございませんので、そこら辺でちょっとご理解いただければなと思っております。

**松田委員** すぐ終わります。一言。

月曜日にお休みの方とかも当然いるわけですので、先ほどの言葉じゃないですが、いろんな人がいらっしゃることを前提に社会教育施設が活用できるように工夫できるのであれば、お考えいただきたいなと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** そうですね、努力目標でお願いします。

つまり、皆さんにも休日が必要だから、それはわかる。ただ、こういうスローガンを持っているんだから、それなりのいろんな工夫はしていますという方向性は欲しいですね。

秋田のある大学の図書館を見に行ったときに、これはアメリカのやり方をまねしているんですが、図書館は24時間利用できるとしていました。学生がいつ行ってもそこで勉強できるんだということをやっている。これは、大学だからできることで、市の図書館にそれを要求できるかという、ちょっと難しい。だけれども、コンビニが24時間やっているというのに市はなぜできないか。公共機関はなぜできないか。そこからまず考えていく必要がありますよね。委託したら可能かという、これはまた難しいかもしれない。つまり、セキュリティとの関係で、とても難しい面もあるけれども、それらをクリアする方法は、こんな形で議論していますという方向を示すことは、必要だと思いますね。

恐らく松田委員は、その程度のことはまずやってほしいということだと思います。何もかも全てというのは難しいけれども、だからと言って最初から諦めるのではなくて、何かこういうこともあるんじゃないかという可能性を探ろうという姿勢が欲しいということでしょうね。

感想としては、パブコメでいいご意見をたくさんいただいたと僕は思っています。パブコメ自身の議論をしたときに、やっぱり市民の皆さん、いろんな意見を持っているんだから、それをまた増そうというふうな議論をした覚えがあります。これだけいい意見を出された。しかも、市の行政の中身をよく知っている人がかなり書いてくれていますね。普通の市民にはわからないようなことまで書いてくださっているという意味で、市民を侮っちゃいかんと、

僕はここで言った覚えがあります。

こういうパブリックコメントが出てくる。そういう意味では、事務局もしっかりそれに対応する議論を重ねてくださって、こういう修正をしてくださったということですね。僕はそれ、よくわかりました。

ということで、議案第12号について終結してよろしいですか、それともまだ議論を続けますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、第12号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

先ほどご意見があったような点を修正すると、あるいは検討するという、それを教育長に一任するということの留保条件をつけてご承認いただくことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、事務局はそうようにご承知おきください。条件つきで、この本原案については、一応承諾をいただいたというふうに取り扱いたいと思います。

---

#### ◎議案第13号

**教育長職務代理者** 最後に、議案第13号「松戸市図書館整備計画の策定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**図書館長** それでは、今回、松戸市図書館整備計画の策定についてお諮りするものでございますけれども、計画案についてご審議いただいた松戸市図書館整備計画審議会の事務局は社会教育課が務めておりますけれども、パブリックコメントに関する事務と実務面につきましては、私ども図書館が担っておりますので、私のほうから松戸市図書館整備計画についてご説明を申し上げます。

お手元に資料として、パブリックコメントの概要、こちらA4横の1枚の用紙でございますけれども、それとパブリックコメントの意見の一覧、そしてパブリックコメントを受けて修正いたしました整備計画案の3つをご用意いたしております。こちらについてご説明をさせていただきます。

先ほど付議されました松戸市社会教育計画と同様、松戸市図書館整備計画につきましても、

その概要を前回の教育委員会会議におきまして、ご説明させていただいたところでございます。

その後、社会教育計画と同じく、本年3月17日から4月15日まで計画案を公表し、パブリックコメントを実施したところでございます。その結果、28名の方から合わせて100件のご意見を頂戴いたしました。なお、このほかに1名の方から1件のご意見をいただいておりますけれども、この方につきましては、松戸市パブリックコメント手続実施要綱の定める市民等の要件を満たしておりませんでしたので、除外いたしております。具体的には、市外在住の方が計画案に記載のないことについて異議があるということで、ご自分の主義主張を述べられたものでございます。

先ほど、社会教育課長からご案内がありましたけれども、社会教育計画案につきましては5名の方から48件のご意見ということでございました。それと比較いたしますと、28名の方から100件のご意見が寄せられているということで、大変図書館に対する関心が高いということを感じたところでございます。

お寄せいただきました100件のご意見の詳細と、それに対する市の考え方につきましては、別添の資料の一覧のとおりでございます。どちらかといいますと、計画案そのものに対するご意見ということではなくて、それは大変少なくなっておりまして、ご意見の多くは、図書館の現状に対するご要望、あるいはご意見、あるいは今後整備されるであろう図書館施設に対する個別、具体的な要望、期待などが多くを占めているところでございます。

いただいたご意見につきましては、既にこの計画案の中に反映されているもの、あるいは本計画の策定後に想定される具体的な基本計画などに反映されるべきものが多かったことから、今回パブリックコメントで寄せられたご意見をもとに計画案を修正いたしました件数は、4件ということになってございます。

ただ、整備計画そのものに対するご意見でございましたので、今回、計画には反映させるには至りませんでしたけれども、大変100件という多数のご意見をお寄せいただいておりますので、今後の図書館の整備を進める上で、参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、4件の修正内容についてでございますけれども、1点目は表題の修正でございます。修正前は、「松戸市図書館整備計画」でございましたけれども、こちらに「松戸市立図書館が目指す図書館像」という副題を追加するものでございます。市民の方からお寄せいただいたご意見の詳細は、一覧の18番となっておりますけれども、こちらでは、本計画

は基本計画や基本設計を策定する前の基本方針、基本構想と位置づけられているので、それならば基本方針や基本構想といった計画名称にすべきであると。名称が計画だけでは、後に基本計画などができた場合に、位置づけがわかりづらい。また、計画でまとめる名称は、各計画の全体を示すものでなければならないというご意見をいただいているところでございます。

これを受けまして、本計画におきましては基本構想と位置づけているところでございますので、副題として、「松戸市立図書館が目指す図書館像」という言葉を、文言を追加するものでございます。

続きまして、2点目でございますが、こちらは計画書案の10ページでございます見出しでございますが、「(3) 管理運営体制」とこれまではございましたけれども、そちらを「(3) 管理運営の状況」に改めるものでございます。寄せられたご意見の詳細は一覧でございます37番となっております。前後の項から考えると、「管理運営の状況」のほうが適切ではというご意見をいただいております。これを受けまして、そのように表記を改めるものでございます。これに伴いまして、目次の当該項目にも修正をいたしてございます。

次に、3点目でございますけれども、こちらは計画書案の4ページでございます(2)の計画の位置づけにおきまして、意見の一覧の19番でございますように、「松戸市社会教育計画、松戸駅周辺まちづくり基本構想、松戸市公共施設再編整備基本方針等との整合性も図っています」とあるが、まだ決まっていない。これは3計画との整合性を図ったとはどういうことか、理解に苦しむというご意見をいただいております。

これを受けまして、図書館整備計画を実現するに当たり、本市の他の計画との整合性も必要と考え、主立った計画を記載しておりますけれども、未策定の計画もございましてことから、従来の「整合性も図っています」という表現から、「整合性を図ってまいります」という表現に改めるものでございます。

最後の4点目でございますけれども、こちらと同じく4ページの(2)の計画の実現におきまして、意見の一覧の21番でございますように、図書館法には「社会教育法に基づき」と明記され、図書館奉仕活動は社会教育における学習機会提供そのものとして位置づけられている。よって、松戸市図書館整備計画から見た松戸市社会教育計画は、その他諸法令と同等ではなく、松戸市総合計画に次いでその趣旨にのっとり、実現にくみすべきものと考えられます。この計画書の冒頭には、その旨の意思表示が必要であると考えますというご意見をいただいております。

これを受けまして、「松戸市総合計画に基づく分野別個別計画として位置づけるものであり、今後策定を予定している基本計画や基本設計など、新しい図書館を具現化するための基本となるものです」と従来ございましたものを、「松戸市総合計画に基づく分野別個別計画として位置づけています。また、松戸市社会教育計画の基本理念を実現する機関として、これからの図書館の目指す方向性を定めており、今後策定を予定している基本計画や基本設計など新しい図書館を具現化するための基本となるものです」というように改めるものでございます。

以上が、松戸市図書館整備計画に寄せられたパブリックコメントの概要と、それを受けて計画案の修正に反映させた内容でございます。そして、今後図書館整備計画が決定された後は、その周知を図るために、来月、6月20日でございますけれども、土曜日に市民会館におきまして、図書館整備計画策定記念シンポジウムというイベントを開催する予定でございます。

こちらのシンポジウムの内容につきましては、講師に総務大臣や鳥取県知事を務められました片山善博慶応大学教授をお迎えいたしまして、「まちづくりと図書館」と題しまして、図書館の役割や将来像について基調講演をしていただきまして、その後に、図書館がまちづくりに果たす役割や、図書館のあるべき姿について考えていただけるようなパネルディスカッションを行いたいというふうに考えてございます。パネルディスカッションのコーディネーターにつきましては、本市の図書館整備計画審議会の会長でございます常世田良立命館大学教授をお願いいたしまして、パネリストには片山教授と、それから審議会の副会長でございます大串夏身昭和女子大学特任教授、そして、できれば伊藤教育長にもお願いしたいと考えているところでございます。詳細については、現在、調整中でございます、まだ未定のところも多くなっておりますが、決定次第、広報あるいはホームページ等で広く市民の皆様方にご案内してまいりたいと考えてございます。

今回、修正をしたところ以外は、前回ご説明をさせていただいたとおりでございますので、こちらが図書館整備計画の内容になってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** どうもありがとうございました。

議案第13号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

議案が多く、皆さんお疲れでしょうが、もう少しご議論をお願いします。

**山田委員** パブコメの中に、割と数があるといますか、ご意見の傾向として、図書館がインターネットの時代にどこまで必要かと、ここでやはり消極的なご意見が多い。これは、説明が不足しているということもあるかもしれません。広報が足りないということもあるかもしれません。

どうも私たちが教育委員会の中で議論をしていると、やはりすばらしい図書館をつくりたいという思いのほうに立ちます。ただ、こういう消極的な意見に応える、わかる説明、あるいはわかりやすい例示、このような活用、それから、そこから生まれるものといったことに関して、ぜひもう少し説明を工夫していただきたいなというふうに思います。それをどういうふうにもっと表現をしていくか、発表していくかということも含めて、つくることありきでやってもつくるんでしようと、何か非常に諦めのような、そういうコメントを見るにつけ、どうしたらそういう知の集積する、これからの時代に必要なものとしての位置づけができるのか、あるいは、こういう方々が言っているように、インターネットの時代の、インターネットとの融合が感じられないという批判であれば、それをまた取り込む、もっとよい場所にするということは、やっていかなくちやならないんじゃないかなと思うんです。

もし今の段階で、そういった観点からご説明あったかもしれませんが、もう一度、補足していただきますと、必要性について。

**図書館長** ただいま、山田委員からご指摘をいただいたご意見でございますけれども、こちらのご意見、インターネットがあるから図書館は必要ないじゃないかというご意見につきまして、審議会の中でもこれについては常世田会長からご意見がございまして、インターネットがあれば十分だということは、それは誤解であるというようなことをその場で常世田会長はご説明いただいたわけでございますけれども、確かにそういうようなご理解をされている方もたくさんいらっしゃるということはございます。

これまで図書館というのは、どちらかというと本を借りるところというような認識が、非常にそういう意味では利用者の方に多いわけですが、環境も変わってございまして、だんだん課題を解決するための支援ですとか、図書館に対するニーズ、役割も変わってきております。そのあたりの広報といいますか、それを認識していただけるような取り組みは、まだ私どもでも不十分であるというふうに考えてございます。

今回、先ほどご案内いたしましたように、シンポジウムを開催させていただくということにつきましても、そのような図書館の役割、そういうものをもう少し広く市民の方に広めていきたい、知っていただきたいということも含めまして、実施させていただくものでござい

ます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 山田委員、よろしいですか。

**山田委員** ありがとうございます。ぜひお願いします。

もう一つ、この間のゴールデンウイークに私の家内が、水戸市立図書館に行きたいと言うんですよ。いや、目覚めたなと思って、どうしたんだろうと思ったら、映画図書館戦争のロケ地だったんですって。単に俳優のファンだったというだけの話で。ただ、トレンドとして若い人とか、あるいはどういうふうにも、あそこで表現されていることも結局、権力と図書館の自治ということが表現された映画ですから、そういうことに関心が、伝え方によっては非常にあるわけですね。うちの家内のような人が図書館に行きたいと言う、びっくりしました。だから、そういうようなことも含めて、いろんな手はこれからぜひやっていただきたいし、常世田先生のご意見を中心に、それだけでなく広くそういった取り組みをして、松戸をそういう知識とか文化的なイメージをぜひ出していきたいというふうに思いますので、もう限らない努力をよろしくお願いします。

**武田委員** 今、山田委員がおっしゃった、インターネットがあるから必要ないんじゃないかという意見をおっしゃる方の、私が想像する大概の方というのは、旧来型の本が並べてあって、アナログのものを借りて見る必要性がどこにあるのかという、恐らく考え方が基だと思うんです。このパブリックコメントの中にもいっぱい出てくるんですけども、特色を持つ図書館で、成功例が物すごく実は全国に多いんですよね。それは、ここに書いてあるところを、ちょっと私、現実に行ったことがないところも多いので、知っている範囲、ここに書いてある中で一番身近なところでいうと、和名ヶ谷のプールと併設した図書館です。その前のところに、「ほかのところに何か悲しい気持ちになる建物ばかりだが、あそこは居心地がよい」とパブリックコメントが書いてありますよね。

結局、必要に迫られて行くけれども、融合しているがゆえにすごく活気があるというところと、あともう一方で、このパブリックコメントの49番ないし55番のように、違う使い方と併設していることで活気づいているものというのが結構ある。実は、そういうものはすごく魅力的だったりします。

私、北陸にちょっと行くことが多いので、1つの成功例の一つなんですが、小松のほうに、石川県小松市ですね、たしか空とこどもの図書館というのがあって、全国的にもちょっと有名になったこともあるかと思うんです。そこは子育てをしているお母さんたちが、すごく頼



りにして通っていらっしやる。必要ないんじゃないかというのは、むしろとんでもなくて、来ることを楽しみにしている、あるいは、1人で子育てする環境にあることをそこで心が和むとか、あくまでも絵本の図書館なんだけれども、その配置に至るまで子供の目線で設備ができているとか、読み聞かせの機会、それをやっているところ、実は松戸でもありますよね。だけれども、建物の雰囲気からして、本当に子供をウエルカムしているというのがすごくすばらしかった。それがやっぱり心に残りました。

それを何で私は見に行ったかという、実は近くに宮本三郎記念美術館と、もう一つ本陣記念美術館という公園を中心として美術館と図書館と茶室みたいなものが総合的にある。もちろん、あの広さというのは地方ならではだと思えるんですけども、先程の社会教育とちよつとつながってくるのかなと思うんですが、いろんな世代が融合していくということで、気持ちよく過ごすって、要はそういうことだと思うんですよね。

気持ちよく日々の生活を送っていく中で、たまたまこの小松市の事例で申し上げますと、私は友人と行きまして、そのお母様もご一緒して、友人の子供も一緒に行って、子供は図書館が目当てで、お母様は美術館に行きたかった。私は何となく両方見たかった。同じ同一の駐車場を利用しながら、一家がそこでばらばらになるんだけど、最後は、じゃ、待ち合わせ場所は公園の藤の棚の下ねみたいな感じだったんですよ。それ、すごくよかったという記憶があって、これがこの図書館に、じゃどういうふうに反映できるかという、またちよつと漠然とした話をしてしまったんですが。

まず、アナログのよさを振り返るべきところに、インターネットがあるから必要ないんじゃないかというコメントは、削除するわけじゃないんですけども、別件として置いてスタートしないと、それを混ぜて考えるというのは、ちよつとおかしな方向性になってくると思います。あくまでも人が対峙して交わって、ものと対峙して扱うものというのと、それを今でもインターネットで借りられるようになったりなど、いろいろな互換性をつくってくださっているのを、どこまでこういうコメントを書いた方が認識した上で、投げかけているのかなというのがちよつと疑問に思った。その辺を踏まえて、今度のシンポジウムでどんなことを言ってくれるのかというのは、すごく興味深いなと私は思いました。そんな感じですかね。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。感想ということで伺いましょう。

ほかにいかがでしょうか。

**松田委員** それでは、質問と、それから意見を申し上げます。

まず、質問です。100件の意見が寄せられて修正箇所が4件という、私は非常に低率だなと思っているのですが、どのような過程で修正に至るを選択されたのか、その基準というものを教えていただきたい。

つまり、99番のコメントの中にフィルターという言葉が出てきておりますが、1番から100番までの質問の底流にフィルターという不信があるような気がしてならないんです。何となくそういうニュアンスを感じてくるんです。ですから今回のその4件がどういう基準で選ばれたのか、ご説明いただきたいと思います。

それと全く違う観点から申し上げますと、13番と32番です。13番は、このコメントを募集していることすら何か引き出しの中にしまっていて、知らされなかったというようなことを書いてあって、それから32番は、物陰で、要するに雑誌に読みふける市役所職員の姿が見られますというようなことが書いてあります。こういうところから不信感が生じているのではないかという気がしたんですけれども、そうしますと、図書館の整備計画の中で、人というんですか、職員の資質の向上ですとか、そういった意識の高揚をもっとうたっていく必要があるのではないか、そんなことも感じていました。このような視点が審議会の中で話題として出てきていたならば、教えていただきたいなと思います。

以上、2点です。

**図書館長** 松田委員から幾つかご意見をいただいております。

100件ご意見をいただいて、4件しか修正反映されていないということで、その基準ということでございますけれども、先ほどの冒頭ちょっとご説明をさせていただいたわけですが、どちらかという、非常にパブリックコメントとしての意見の数は、非常に大変多かったということでございますけれども、その計画案そのもの、計画書案そのものに対するご意見というよりは、今も松田委員からご指摘いただいたように、図書館の現状というか運営、その職員の資質云々というような、いわゆる計画書案そのものでない意見が非常に多かったということがありまして、4件という形になってしまったというところがございます、私どもが意図的に反映を少なくしたということでは、決してございません。

もう一つ、今、計画書案が図書館分館の中で提示が不十分だったというようなご意見もございました。これは、単純な私どものほうで、非常勤職員のほうで置き場所を間違えていたというようなこともございますので、これについては、私どもでもそのようなことがないように指導を図っているところでございます。

もう一点、職員が雑誌を読みふけていたというようなお話でございますけれども、どう

ということなのか、ちょっと私どもも理解に苦しむわけですが、私どもでも、図書の選定等を行っておりますので、職員は業務として当然雑誌、図書資料というのは勤務時間中に拝見することは、中身を見ることはあるんですけども、ただ、それが利用者の方からは、興味本位、個人的な趣味の中で本を読んでいるというように受けとめられるような、もしそういうような様子だったとしたら、それは大変申しわけないとか、そのようなことがないような形で進めなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 松田委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

**松田委員** はい。よろしくお願ひしたいと思います。

**教育長職務代理者** ほかにいかがでしょうか。

**教育長** いろいろご意見ありがとうございます。

生涯学習というか、この図書館整備計画も、それから先ほどご審議いただいた社会教育基本計画も、今いろんなご意見の中にあつたように、例えばいろんな文化がIT化に対して、学校教育においても、社会教育においても、それはやっぱり進んでいる部分はありますけれども、それに伴って人間本来の生き方については失われていく部分も、弱くなっていく部分も出てきています。そこを誰がどうやってケアするのかというのがどうも全然議論にならないし、忘れられていってしまっているという現状が私はあると思います。そこを、やっぱり教育行政というのは、抗うわけじゃないですけども、担わなければいけない。そうやって考えるとすごくつらいんですけども、でも、残念ながらそこを教育行政はやっぱり担っていかなければいけないのかなと思います。

ですので、図書館というのも、本質的にそういう重要な部分をこれからはやっていくべき場所なのかな。もっと言うと、社会教育の中でもそこは当然強く意識しながら進めなきゃいけない。そういう部分で、この2つの計画については、私は強い意識を持ってやっぱり進めていきたいと思いますので、パブコメにたくさん出ているようなお考えも確かにあるんですけども、もっとプロモーションを強く進めなきゃいけないのかなというふうに思いますよ。

そういう反省も含めて、この計画をぜひ一括して進めていきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

**教育長職務代理者** ただいまのは、教育長としてのお考えですね。

ご意見としてはよろしゅうございますか。

**山田委員** 先日、東葛地域の教育委員の総会があつた場所が、おおたかの森小・中学校という

ところで、市民センターがあり、こども図書館が併設されておりました。まだ、書架には余裕があるというか、つまりお金がまだ余り十分でなくて、本が埋まってはいないというご説明がありましたけれども、小学校の先生方がその司書の席に座っていらっしゃって、いろいろな作業をされている場面もありました。

やっぱり、その複合的なのというのは、図書館単体としての魅力もさることながら、先ほど武田先生がおっしゃったように、複合的なあり方というのは非常におもしろいと思います。

私が、千葉駅の近くのやはりホールを借りて会議があったものですから、そこに行ったときに、やはり図書館との生涯学習センターとしての複合施設です、千葉駅から歩いて5分か10分のところですが。今はそういった先進的な事例がたくさんある中で、これからのことですから、研究は深めていただいて、融合して、そこから新しい時間が生まれてくるようなというのは、ぜひ実現していただきたいと思いますので。近くには、またぜひ勉強に教育委員でも行けたらというようなふうに思いますので、そんな機会もできればというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** 私は、このパブコメを一通り目を通しまして、確かにいろんなお考えの人がいるなと思いました。中には、教科書をなぜ図書館に入れられないんだというふうなご意見もありました。いろんなご意見があつていいと思います。できるだけそういった要望はお聞きしながら、可能なものは実現していくという姿勢は大事だろうなと思います。最初からだめだとか、これはいけないというふうな前提ではなくて、いろんな意見をどうやって採用するかという工夫はしていただきたい。

いずれ教育委員会の企画で、ゲーム脳と子供たちの教育をどうするかということを議論されるというふうに聞いています。ゲーム脳の権威の人たちは、子供にゲームを、例えば1時間やらせたら、1時間本を読ませるべきだということを言っていますよね。つまり、余りゲーム脳の訓練ばかり脳細胞がやっていると、経絡が結びつかなくなって、すぐキレるような子供になりやすいと。だから、それをつなぐためには本を読ませるべきだと。そうすれば、ゲームをやってよしいと。時間を決めて、これだけゲームをやったら、これだけ本を読むという約束のもとでやらせることでならば、いいんじゃないかというふうなことをおっしゃっておられる。その通りだと思うんです。

I Tの機器が我々の身の回りにいっぱいあふれていますから、どうしても本を読むことに

よる空想や、あるいはイメージを頭の中で自分でつくるといふその作業が少なくなっていますね。極めて短絡的に物事を決める傾向が多い。そうすると、どうなるかといふのは僕もよくわかりませんが、やっぱり自分の頭で考える、自分の頭で意思決定する、自分の頭で決めて行動して責任をとるといふ人間として当たり前のことを、どうやって生涯学習の中で自分で培っていくかが問題となります。書籍による、図書等による影響が物すごく大きいと思いますね。

そういう意味では、そのまちの文化度といふのは、本屋さんと図書館にあるといふ人もいます。駅におりて本屋さんのないまちは、ちょっとおかしいんだといふふうな、極端なことを言う人もいますね。図書館のないまちだったら、どうなるんでしょうか。恐ろしいことになる。だから、それはいろんな考えがあってもいいけれども、図書館はやはり知の宝庫としてはどうしても必要。それをどういふふうに使ひやすい、あるいは市民のものになるかといふ工夫を今しようとしているわけですよ。そういう意味で、今までシンポジウムをやって、審議もやっていただいて、こゝういふ、いい案ができた。ぜひ、いい図書館をつくっていただきたい。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第13号につきましては、これをもって質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

原則としてこの議案については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、議案第13号は、原則として我々はこゝで承認させていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### ◎その他

**教育長職務代理者** さて、本日の議題は以上です。その他に移ります。

事務局より何かご報告ございますか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** 委員の皆さん、何かございますか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** 先ほど山田委員がおっしゃったように、先日、東葛地区の教育委員総会が

あって、そこでいろいろ意見交換もしました。欠席された方もおられますから、ちょっとそのときの感想というか、中身をご報告いただけますか。

**山田委員** 今週でしたでしょうか、この東葛飾地域の教育委員の総会でございます。入れかわりの方についてはご紹介があって、武田先生のお名前も新委員ということで、たまたま欠席というふうに紹介がありました。

役員には、教育長初めしかるべく再選をされたりをされておられました。総会は滞りなくということでございます。

視察がそのおたかの森小・中学校ということで、小学校、中学校が併設型での開校をして、ことし4月から始まったところということで、その学校施設を主に見させていただきました。

感想とするとというより、教育長がつぶやいていた感想が印象に残っていたんですが、これで中高一貫と言っちゃえるんだからいいよなというのが……

(「小中一貫でしょう」の声あり)

**山田委員** 小中一貫で。つまり、小学校と中学校が、場所が同じところであって、相互活用ができるという意味では、それは小中一貫ではないわけなんですけど、ただ、そのよいところ取りをして、それを1つ新しい教育行政の実現例として非常に、評価をされているのかどうかわかりませんが、新しい関心を持って、また市民がそこに参加していると。それが市民センターと一緒にいたりというようなこともあるものですから、非常におもしろい取り組みだなと思って、拝見をしました。

終わってからの情報交換会には、井崎市長も来られましたので、またそういういろんな市の行政の方向性と一体となった教育行政といったものもお聞きすることができましたし、流山はまだまだ発展するぜという宣言をまた市長から聞かされて、松戸も頑張らなければと思って帰ってまいりました。まとまりませんが。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そうですね、出席されなかった方もいらっしゃるので、情報を共有したいと思った次第です。

感想としては、流山は今、人口が増えているんですね。しかも、若い世代が流山市内にどんどん入ってきているそうです。したがって、新しい試みとして小中一貫校を、本当に新しい場所に新しくつくった。すぐ隣がおたかの森ですからね、環境はいい。どういうふうに今後小中一貫校が発展していくかというのは、我々にとってもテストケースですので、参考

にしながら、この東葛の6市、少なくとも流山、野田、松戸3市は、それぞれが競争して、いい学校教育ができればいいなと思っています。

どうもありがとうございました。

それでは、これで議長進行を教育長にお戻しします。

**教育長** ありがとうございました。

私からは、それについての報告は1点だけで、關委員さんが夜の情報交換会の場で、新しい革袋にはという話をされて、ああ、新しい小学校への期待なのか、プレッシャーなのかなんて思いながら聞いていました。ぜひ頑張りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

**教育企画課長** 6月定例会でございますが、平成27年6月18日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは確認します。

次回教育委員会会議は、平成27年6月18日午後2時から、この5階の会議室で開催いたします。よろしくをお願いします。

---

#### ◎閉 会

**教育長** 長い時間ありがとうございました。傍聴人の方々もお疲れさまでした。

以上をもちまして、平成27年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員